

第一回「古文書解読入門編」候文を読む」

○「宇都宮孟綱日記」嘉永元年三月二十四日条より

(「御用番御用之日記」A S 三二二―四五―三六)

【原文】

一年号改元候生
正月十日修海之日

是

弘化元年号嘉永改元
元長高教

御出候御中事候

公儀上修海之日候旨

江おふり候

右に候旨候事
之方上も可なり候事

三月

【解読文】

一年号改元之儀申来

江戸被仰渡之写

覚

一弘化之年号嘉永と改

元、從京都被

仰出候段、昨十五日從

公儀被 仰渡候間、此旨可

被相心得候

右之趣支配在之面々は、

其方江も可被申渡候、以上

三月

(「江戸在番御用留書」A S 三二一四五一二五)

一筆啓上仕候、寒冷之
節御座候得共、先以其表
御手前様始御家旗様
御揃、愈御勇健被成
御坐珍重御儀奉存候、
随而当方私共無異罷在
大慶仕候、抑久来
御疎遠二打過候処、
去春中御旧臣鮎沢
源兵衛当国へ罷下之節、
御懇之趣被仰付越過分
至極之御儀大悦不斜
奉存候、将些少之至御坐
候得共、国産之生絹
一疋進呈之仕候条、
御受納被成下度奉存候、
先は一応之御挨拶、
御見舞旁為可申上呈
愚札候、猶期後音之
時之御儀存候

宇都宮四郎

十月朔日

通綱判

宇都宮帯刀

孟綱判

宇都宮弥三郎様

参人々御中

宇都宮弥三郎様

十月朔日

通綱判

宇都宮四郎

宇都宮帯刀

孟綱判

参人々御中

○「岡本元朝日記」宝永二年七月二十四日条より

(「岡本元朝日記 三十三」混架七一三八〇―三三)

【原文】

向原乃馬組ツ之者折笠文乃馬御
仰付候御追放ニ被 仰付候故、先日
江戸へ申上候処、横手組下申付候而
□□衛門へ申渡候処、小松川口越候旨被申立候也

【解説文】

○向原左衛門組御免之者折笠文左衛門儀、

江戸へ申上候処御追放ニ被 仰付候故、先日

□□衛門へ申渡候処、横手組下申付候而

検使いたさせ小松川口越候旨被申立候也